

令和8年4月1日

令和8年度 港特別支援学校 学校経営計画

港特別支援学校

校長 村山大介

I 学校の教育目標

- 1 自ら学び考える生徒の育成
- 2 思いやりの心がある生徒の育成
- 3 たくましく生きる生徒の育成
- 4 地域社会に貢献できる生徒の育成

II 目指す学校像

生徒たちが在学中から、卒業後も地域で豊かに生活するために必要な「スキル」を習得するとともに、実践的な態度を育成する学校を目指す。

- 1 人権尊重の精神に立ち、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う学校
- 2 将来の自立と社会参加に向け、必要な知識・技能・意欲を育てる学校
- 3 関係者や関係機関と連携し、つながりを大切にした特別支援教育を推進する学校
- 4 法令等に基づいた教育活動を行い、生徒・保護者・教職員・地域の要望に応える学校
- 5 合理的で、効率的な組織運営を行う学校

III 校訓

「元気」「根気」「勇氣」

- 1 「元気」とは、明るく心身ともに健康であること
- 2 「根気」とは、がまん強く、継続できること
- 3 「勇氣」とは、前向きに、チャレンジすること

IV 中期的目標と方策（令和7年度～令和9年度）

人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・生徒の規範意識を育む教育活動を展開する。教職員は人権意識を常に備え、生徒一人一人が社会参画できる教育活動を推進する。・いじめや教員からの体罰・不適切な指導、ハラスメント等を根絶する。組織的、計画的な人権教育を展開する。（注1、注2、注3）
教員の授業力向上及び人材育成	<ul style="list-style-type: none">・生徒が ICT 機器を積極的に活用し、卒業後の生きる力につながる学習指導を充実させる。（注8）・若手教員育成研修を充実させ、組織的なOJTを通して、若手教員の授業力や組織貢献力を育成する。・研修、授業研究等をとおして、組織的に授業力・指導力の向上を図る。
外部専門員の活用と校	<ul style="list-style-type: none">・外部専門員、特別専門講師の指導・支援を受け、キャリア教育の指導を充

内研究の充実	<p>実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門員と連携し、アセスメントを活用した根拠に基づく指導を行う。そのための教員、外部専門員間の連絡・調整を特別支援教育部が担う。
健全育成の推進と安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・規範意識を育み、社会に貢献する生徒を育成する。 ・生徒や保護者が、一人通学を系統的、計画的に取り組むよう支援する。 ・「TOKYO ACTIVE PLAN For Students」を基に生徒一人一人の体力向上及び健康の保持を図る。(注5) ・「学校保健計画」や「食育に関する指導」等を基に、生徒が自ら健康について関心をもち、生涯に渡って健康な生活ができるような実践的態度を育成する。 ・自然災害に対する防災体制を地域防災と連携させ、災害時の安全体制を充実させる。 ・医療的ケアの必要な生徒に対し、適切な対応を行える体制を整備する。 ・スクールカウンセラーや心理の専門家を活用して青年期の生徒の不安や悩みに向き合い、生命尊重、生命にかかわる事故の防止に向けた指導を充実させる。
社会に開かれた教育課程の実施及び評価・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携及び様々な専門家との連携に視点を置いた教育課程を実施する。 ・教育活動全体について、保護者や地域の関係機関、地域住民への情報発信を強化する。(SNS等の積極的な活用) ・「東京グローバル人材育成計画'20」及び「東京グローバル人材育成指針」に基づく人材を育成するため、教育活動全体を通じて世界の中の一員としての自覚と自己の確立、多文化共生の精神の涵養と協働する力の育成を図る。(注4)
キャリア教育の充実と地域支援及び地域や産業界との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫したキャリア教育に取り組めるように、入学前の学校や関係機関との連携を強化するとともに、企業及び福祉事業所と連携したキャリア教育を推進する。 ・令和8年度東京都特別支援教育研究会にて本校のキャリア教育についての発表を行う。 ・自己選択・自己決定ができるよう生徒や保護者の願いを踏まえた進路指導を展開する。 ・特別支援教育コーディネーターを設置して都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク内の都立高等学校への支援を行う。(注6) ・企業等に対する障害者就労支援活動を充実させ、障害者雇用への理解・啓発を図る。
学校行事等の特別活動や部活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式的行事において、学校生活の変化や節目を生徒に意識させるための儀式を計画・実施する。 ・体育的行事(体育祭)、文化的行事(ギャラリーみなど)を組織的に計画、

	<p>実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校 2020 レガシー」の構築と継続に向け取り組むとともに、生徒一人一人の生涯における学習となるよう計画、実施する。 ・校外学習、宿泊行事等の校外での行事が安全に実施できるように危機管理を行う。実施に関する個人情報の取り扱いは厳重に管理し、限定されたものとする。 ・部活動を通して生徒の自発性・自主性を養うとともに、競技会や演奏会等に参加するなど、生徒が目標をもって活動できるように工夫する。
経営企画室の学校経営参画と教職員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員全体で情報の共有化を図り、経営企画室の組織的な学校経営への参画を推進する。経営企画室と教員の組織的な連携を行うため、事前の情報共有の徹底を図る。 ・自立経営推進予算を計画的に編成し、四半期ごとの執行状況の確認、適正な執行を行う。また、光熱水費等を節約し資源保護に努める。 ・就学奨励費、学校徴収金等の厳正な処理と執行を行う。
合理的、効率的な校務処理ができる学校組織の構築と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の働き方改革の視点を持って、校務を整理し、効率よく処理することで教職員のライフ・ワーク・バランスを推進する。(注7、注8) ・教職員の心身の健康と安全を維持増進させるために環境整備を行う。 ・教職員全員が個人情報を適正に保管・管理する。クリーンデスクを徹底することで個人情報紛失を防止する。 ・主幹教諭・主任教諭の組織内での役割を明確化して、ライン組織としての校務運営を行う。
法令等遵守と要望が満たされる学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員が、教育公務員としての職責や使命の重さを自覚して生徒、保護者、地域及び都民に信頼される開かれた教育活動を推進する。 ・サービス事故・ハラスメント行為の根絶を図る。悉皆によるサービス事故防止研修、ハラスメント防止のための人権研修を実施する。

令和8年度の重点取組目標と方策

項目	目標
【学習指導の充実と指導力の向上】	シラバス及び学習指導要領に基づく計画的・体系的な指導計画の策定
	生徒の実態把握と既習内容を踏まえた系統的な学習の構築
	ICT活用による授業改善の推進
	地域資源を取り入れた社会・生活に即した学習活動の充実
	全校研究による教員の専門性向上と研究成果の校内共有
【生活指導、安全指導の充実】	登下校を含む学校生活全体の安全体制の整備
	災害を想定した防災教育と環境整備の充実
	危機管理マニュアルの随時更新と訓練の実効性向上
	医療的ケアに対応する体制・マニュアルの整備
	指導医・保護者との連携による医療的ケアの安全管理

【生徒を理解した指導の充実】	生徒の不安や悩みに寄り添う組織的な相談支援体制の構築
	日常の変化やSOSを捉えるための全教職員による観察・記録の徹底
	いじめ未然防止といじめ対策委員会による組織的対応
	アセスメントを活用した根拠ある指導の実施
	個別指導計画・生活支援シート等を用いた保護者との対話の深化
【進路指導、センター的機能の充実】	生徒・保護者の希望と適性に応じた進路選択支援
	進路情報の発信強化と保護者研修会の充実
	進路先・福祉事業所・行政機関との継続的連携体制の確立
	関係機関との協働による進路支援システムの強化
【教育活動を行う上での環境整備】	教職員の働き方の見直しによる教育活動の効率化
	校務のICT化による業務改善
	OJTを軸とした組織的な人材育成体制の整備
	各種マニュアルの作成と継続的な改善
	サービス事故ゼロとコンプライアンス確保の徹底
【若手教員育成の強化】	計画的な研修体系による若手教員の実践力向上
	OJTおよびメンター制度による育成文化の醸成
	授業公開と研究協議による学び合いの促進
【個人情報の取り扱いの徹底】	組織的な個人情報保管・管理体制の構築
	校内手続きの明確化と点検・研修の定期実施
	校外活動における個人情報の目的限定管理
【ICT活用に伴う教員スキル向上の推進】	ICT活用指導力向上のための組織的研修の実施
	授業改善につながるOJTと研修体系の整備
	ICT活用の校内文化の醸成と学び合いの推進
	情報共有の徹底による働き方改革と業務平準化
	業務の属人化解消に向けた校務分掌・年間計画の明確化
【校舎移転】仮校舎建設 環境整備（注9）	仮設校舎移転プロジェクトチームの設置
	施設・教育課程上の課題整理と関係機関との調整

注1 サービス事故の根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、生徒指導提要（令和4年12月）や「チャレンジサポートプラン」（令和6年10月）を踏まえた不登校・中途退学の未然防止や早期支援等に関する取組

注2 いじめ総合対策【第3次】を踏まえたいじめに関する授業や研修の実施に係る取組

注3 自殺対策基本法の改正を踏まえた、SOSの出し方に関する教育の実施や相談先の周知等に関する取組

注4 「東京グローバル人材育成計画'20」（平成30年2月策定）及び「東京グローバル人材育成指針」（令和4年3月）を踏まえ、基盤となる英語力や国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力の育成など、グローバル人材育成に関する取組

注5 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」（令和4年3月策定）（総合的な子供の基礎体力向上方策（第4次推進計画））を参考にした生徒の体力向上及び健康の保持増進に関する取組

注6 発達障害等の特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校にあつては、「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知）の趣旨を踏まえた取組

注7 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（給特法第8条に基づく都教育委員会の「業務量管理・健康確保措置実施計画」）を踏まえた働き方改革に関する取組目標及び「学校における働き方改革の推進プラン」（平成30年2月策定）に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組

注8 東京都教育ビジョン（第5次）（令和6年3月策定）、「2050東京戦略」（令和7年3月策定）及び「東京都学校教育情報化推進計画」（令和6年3月策定）等に基づくデジタル技術を活用した教育の推進に関する取組

注9 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」（令和7年3月策定）に基づく取組